

「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」の構成

●指針の趣旨

製造業における元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理(総合的な安全衛生管理)を確立するため、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが実施すべき事項を示しています。

●適用対象

製造業に属する事業の元方事業者及び関係請負人が対象となります。

- ※ 「元方事業者」とは、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをいいます。なお、仕事の一部を請け負わせる契約が複数ある場合(2次下請など)については、最も先次の請負契約における仕事を注文した者がこれに該当します。
- ※ 「関係請負人」とは、元方事業者から仕事を請け負っているすべての請負人のことをいいます。なお、数次の請負契約によって行われる場合はそのすべての請負契約の当事者を含みます。

●事業者が実施すべき事項

元方事業者が実施すべき事項

- 1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施
 - (1) 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等
 - (2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施
- 2 作業間の連絡調整の実施
- 3 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営
- 4 作業場所の巡視
- 5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助
- 6 クレーン等の運転についての合図の統一等
- 7 元方事業者による関係請負人の把握等
 - (1) 関係請負人の責任者等の把握
 - (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の把握
- 8 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
- 9 危険性及び有害性等の情報の提供
- 10 作業環境管理
- 11 健康管理
- 12 その他請負に伴う実施事項
 - (1) 仕事の注文者としての配慮事項
 - (2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等
 - (3) 適正な請負

関係請負人が実施すべき事項

- 1 元方事業者との連絡等を行う責任者の選任
- 2 作業間の連絡調整の措置の実施
- 3 関係請負人との協議を行う場への参加
- 4 クレーン等の運転についての合図の統一等
- 5 関係請負人に関する事項の通知等
 - (1) 名称等の通知
 - (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の通知
- 6 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
- 7 危険性及び有害性等の情報の交付
- 8 健康管理
- 9 その他請負に伴う実施事項
 - (1) 仕事の注文者としての配慮事項
 - (2) 適正な請負